

社会福祉法人及び施設指導監査結果等の公表に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法第75条第2項及び熊本県情報公開条例（平成12年9月27日熊本県条例第65号）第30条の規定に基づき、熊本県健康福祉部社会福祉課が実施する社会福祉法人及び社会福祉施設（以下「社会福祉施設等」という。）に係る指導監査の結果等（以下「監査結果等」という。）の公表について、必要な事項を定める。

(公表の目的)

第2条 福祉サービスを利用しようとする県民に、監査結果等に関する情報を提供することにより、県民サービスの向上や、利用者の視点に立った公平性・透明性の高い法人及び施設運営を推進することを目的とする。

(公表する内容)

第3条 公表の内容は、次のとおりとする。

1 指導監査に関する情報

- (1) 監査を実施した年度
- (2) 監査区分

次の5つに区分する。

「実地」 実地による監査を実施した場合

「書面」 書面による監査を実施した場合

「未実施」 監査周期（3～5年に1回）に該当せず、監査を実施していない場合

「延期」 特別な事情により延期した場合

「中止」 災害の発生等により、やむを得ず中止した場合

(3) 文書指摘の有無と文書指摘の内容

社会福祉施設等指導監査における監査結果のうち、指導監査結果通知書により通知した文書指摘事項（以下、「指摘」という。）

(4) 改善状況の内容

指摘に対する改善状況（結果・計画又は意見）の報告を受け、その内容を転記して掲載する。

2 その他、必要な情報を随時掲載する。

3 当該情報は、3ヶ年度分を掲載する。

(公表の時期)

第4条 公表の時期は、監査実施翌年度6月初旬を目途に行う。なお、報告内容の変更事項がある場合を想定して、3ヶ月毎に更新する。

(公表の方法)

第5条 公表は、県のホームページに掲載するとともに、県政情報プラザに配架することにより行う。

(個人情報等の保護)

第6条 熊本県情報公開条例（平成12年9月27日熊本県条例第65号）第7条に規定される不開示情報に該当する情報は、公表しないものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附則

(施行時期)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。